

見学会の実施に関する協定書

公益財団法人東京都公園協会（以下「甲」という。）と（会社名）（以下「乙」という。）は、見学会の実施について、次の条項により協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）「調節池」とは、東京都が管理する神田川・環状七号線地下調節池をいう。
- （2）「見学会」とは、河川施設整備の目的や効果について都民の理解を深め、水害に対する意識を高めていくために実施する、調節池の施設案内及びツアー、イベントを含めた催し物のことをいう。
- （3）「施設案内」とは、甲が行う調節池の案内のこと。施設案内は、調節池において、乙から見学者を引き取り、乙に見学者を引き渡すまでの間に実施する。
- （4）「ツアー」とは、甲が実施する施設案内を乙が実施するツアーの行き先に組み入れたものをいう。
- （5）「イベント」とは、調節池にて催される施設案内以外の河川施設に興味をもってもらえる催し物をいう。
- （6）「見学者」とは、施設案内に参加する者、施設案内及びイベントに参加する者、もしくはツアーに参加する者をいう。
- （7）「企画提案書」とは、乙が神田川・環状七号線地下調節池見学会「見学者拡大パートナー」募集要項に基づき応募時に提出した企画提案書をいう。

（目的）

第2条 本協定は、施設案内、イベント、ツアー及び調節池のPRの取組の実施に関する基本的事項を定め、河川施設整備の目的や効果について都民の理解を深め、水害に対する意識を高めていくことを目的とする。

（基本方針）

第3条 甲及び乙は、本協定及び第22条第1項に規定する実施計画書に基づき、第13条第1項に掲げる取組（以下「本取組」という。）を実施するものとする。

- 2 甲及び乙は、各種取組の実施に当たり、日本国の法令を遵守し、信義誠実の原則に従い、共に協力するものとする。
- 3 本協定に定める請求、届出、報告、申出、承諾及び解除（以下「請求等」という。）は、書面により行うものとする。

（見学会の概要）

第4条 見学会の概要は以下のとおりとする。

- （1）見学場所は、神田川・環状七号線地下調節池 善福寺川取水施設（杉並区堀ノ内二丁目）とする。
- （2）令和8年11月から令和9年2月の間の土曜日・日曜日・祝日に全12日間を開催する。なお、開催日は、十分な広報期間および準備期間を確保したうえで設定し、当協会と協議の上で決定するものとする。（パートナーが複数選定された場合は日程

調整有)。

- (3) 見学会の定員は1回当たり概ね50名とする。ただし、イベント内容によっては調整可能とする。
- (4) 1日の開催回数は2回(午前・午後各1回)とし、変更はできないものとする。
- (5) 最少催行人数は、乙が提案する。
- (6) 施設案内は甲が行う。

ただし、今後のインフラツアーの充実及び見学者サービスの向上を図るため、施設案内等の一部について乙へ協力を依頼する場合がある。なお、その実施内容及び役割分担については、甲乙が協議の上、決定するものとする。

(施設案内の料金)

第5条 甲は、施設案内に当たって、乙及び見学者に料金を徴収しないものとする。

(ツアーの概要)

第6条 ツアーの概要については以下のとおりとする。

- (1) ツアーは第4条で、記載された施設案内を含んだ内容とする。
- (2) ツアーを催すことは必須ではない。

(ツアーの料金)

第7条 乙は、ツアーの開催に当たり、第5条以外にかかる費用については、見学者から徴収する。また、見学者から徴収した費用について、不測の事態で返金となった場合は、乙が責任をもって対応する。

(イベントの概要)

第8条 イベントの概要については以下のとおりとする。

- (1) イベントは第4条で、記載された施設案内を含んだ内容とする。
- (2) イベントは調節池で実施できる内容とする。
- (3) イベントを催すことは必須ではない。

(イベントの料金)

第9条 乙は、イベントの開催に当たり、第5条以外にかかる費用については、見学者から徴収する。また、見学者から徴収した費用について、不測の事態で返金となった場合は、乙が責任をもって対応する。

(調節池における利用制限)

第10条 乙のイベント企画において施設の特性を踏まえ、下記事項を安全上利用制限する。

- (1) 焚火などの火気
- (2) 爆竹や打ち上げ花火などの爆発物
- (3) 有毒ガスが発生するような化学物質
- (4) 川を汚染する物質の使用
- (5) 中学生未満の単独利用

- (6) 敷地内での食事
(2階操作室は飲み物も禁止)
- (7) 常設物の設置
- (8) 駆け足、壁面の駆け上がり
- (9) 動物と同伴の見学

2 河川施設の目的のイメージを阻害するような過度、過激なイベントの利用は制限する。

(中止判断基準)

第11条 見学会について、下記事項に該当する場合は中止とする。なお、第11条2項を含めた中止判断基準についてはあらかじめ甲と事前に協議の上決定すること。

- (1) 最少催行人数に満たない場合
 - (2) 新型コロナウイルス感染など、予期しない状況が発生した場合
- 2 調節池本管の見学について、下記事項に該当する場合は中止にすることができる。
- (1) 事前（見学会1週間前以降）の取水により、調節池本管内に入れない場合
 - (2) 施設案内開催2時間前時点で、杉並区に洪水注意報（または杉並、中野、新宿のいずれかの区に大雨または洪水警報）が継続されている場合
 - (3) 施設案内開催2時間前時点で、以後、杉並区に洪水注意報（または杉並、中野、新宿のいずれかの区に大雨または洪水警報）が発表される可能性があるとは判断された場合
 - (4) 施設案内及びイベントの開始直前または実施中、杉並区に洪水注意報（または杉並、中野、新宿のいずれかの区に大雨または洪水警報）が発表された場合
 - (5) 杉並区に洪水注意報（または杉並、中野、新宿のいずれかの区に大雨または洪水警報）が発表されなくとも、局地的な豪雨により水位が急激に上昇する恐れがあると判断された場合
 - (6) その他甲及び東京都が雨天時等のルートにするのが適当と判断した場合

(甲の役割)

第12条 甲は、乙と共に都民の防災意識の向上に取り組み、方針の策定をするものとし、次に掲げる事項について、責任を持って取り組むものとする。

- (1) 施設案内
- (2) 施設案内に関する方針、実施時期等の決定
- (3) 乙が提案する具体的な実施計画や執行体制の承諾
- (4) 乙及び調節池の管理者である東京都との連絡調整
- (5) 施設案内の安全管理
- (6) 施設案内に関するアンケートの実施、回収

(乙の役割)

第13条 乙は、甲が定める方針に従い、民間事業者の自由な発想と、専門性、最新の情報に基づく高い実施能力を活かし、迅速かつ効果的に企画、計画、事業を実施することとし、次に掲げる事項について、責任を持って取り組むものとする。

- (1) 見学会の企画・実施、見学者の受付等を通じた見学者の確保（集客、予約受付調整等）
 - (2) 甲との連絡調整
 - (3) 見学会に付帯する業務の実施
- 2 乙は、前項（1）のツアーを実施する場合は、ツアーに同行する添乗員を1名以上配置するとともに、周辺地域の協力を得るために、見学者の引率に工夫を図るなど騒音に十分配慮するものとする。
- 3 第1項（3）に規定する見学会に付帯する業務は、次に掲げる事項とする。
- (1) 見学者の予約受付及び予約調整
 - (2) 河川施設の役割や効果についてのPRの計画、実施
 - (3) 事故等に備えた保険の加入
 - (4) 見学者の申込み実績、利用実績等報告

（施設案内のルート）

- 第14条 施設案内のルートは、通常時のルートと雨天時・短縮等のルートの2種類とする。
- 2 施設案内のルートについて、第11条2項に該当し施設案内を実施する場合は、甲は乙に事前に通知し、雨天時・短縮等のルートとする。

（協議）

- 第15条 第13条に定めるもののほか、本取組の実施に必要な事項は、甲乙が協議して、決定する。

（執行体制）

- 第16条 乙は、本取組に関する業務の執行体制について、あらかじめ甲へ報告し、承諾を得なければならない。
- 2 甲は、必要があると認める場合は、乙と協議し、前項の執行体制を変更させることができる。

（事故等への対応）

- 第17条 乙は、事故等に備え、緊急連絡体制を整備し、甲に通知する。
- 2 各種取組の実施に際し、事故等が発生し、利用者等に被害が生じた場合は、乙は、法令に定められた義務及び社会通念上相当と認められる以上の措置を執るとともに、その措置の進捗について甲に速やかに報告する。

（安全管理）

- 第18条 甲は、施設案内における見学者の安全確保について、責任を持って取り組むものとする。

（権利の譲渡等）

- 第19条 乙は、本協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

第 20 条 乙は、本取組に関する業務を第三者（乙の構成員及びその関連会社を除く。以下「再委託先事業者」という。）に委託してはならない。ただし、専門性の高い業務については、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

- 2 乙が本取組に関する業務の一部を前項但し書きにより再委託先事業者を実施させる場合は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、再委託先事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、乙が負担するものとする。

(業務責任者)

第 21 条 乙は、本取組に関する業務の履行の管理及び運営について、必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を、業務責任者として選任し、甲に報告しなければならない。

- 2 業務責任者は、業務の円滑な管理及び運営に努め、現場を総括する。

(実施計画書)

第 22 条 乙は、企画提案書の内容を反映した本取組に関する実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成し、事前に甲の承諾を得なければならない。

- 2 甲は、前項に規定する実施計画書の内容が第 2 条に規定する目的と著しく異なる場合は、乙と協議し、前項の実施計画書を変更させることができる。
- 3 乙は、実施計画書の内容等の変更が必要な場合は、甲と協議し、その承諾を得なければならない。

(履行確認)

第 23 条 甲は、本取組に関し、必要に応じて実地に検査し、又は乙に対して報告を求めることにより、履行状況の確認を行うことができる。

- 2 甲は、前項の確認の結果、是正すべき事項がある場合は、乙に対し期限を指定して是正措置を命ずることができる。
- 3 乙は、前項の規定により是正措置を命じられたときは、直ちに是正措置を講じなければならない。この場合において、是正措置が完了したときは、甲に届け出て、その確認を受けなければならない。
- 4 第 2 項の規定は、前項の確認に準用する。

(協定内容の変更等)

第 24 条 甲及び乙は、必要があると認めるときは、協議し、本協定の内容を変更し、又は履行を一時中止することができる。

(法令変更等に伴う協議)

第 25 条 甲及び乙は、本協定の締結日後の法令変更等により、本協定及び実施計画書に従って本取組に関する業務が遂行できなくなったときは、協議し、適切な措置を講じなければならない。

(甲の解除権)

第 26 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本協定を解除することができる。

- (1) 乙が指定期日までに履行することとされている業務を履行しないとき又は履行する見込みが明らかでないとき甲が認めるとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が本協定の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (4) 乙が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当すると判明したとき。
- (5) 前各号のほか、乙が、本協定に基づく義務を履行しないとき。
- (6) 乙の役員又は使用人の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。
- (7) 乙が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に定める暴力団関係者又は東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項に基づき排除措置期間中のものとして公表したもの（ただし、排除措置期間中に限る。）であることが判明した時。

（協議解除）

第 27 条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、本協定を解除することができる。

- 2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第 28 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲に対し本協定の解除を申し出ることができる。

- (1) 甲が正当な理由なく、本協定に基づく義務を履行しないとき。
- (2) その他乙の財務上の問題等で、各種取組に関する業務の執行継続が困難となったとき。

（甲の協力義務）

第 29 条 甲は、乙が本取組に関する業務の執行に当たり甲に対し協力を要請したときは、真摯にこれに応じ、資料の提供等必要な協力を行うものとする。

（不当介入に関する通報報告）

第 30 条 乙は、本協定の履行にあたって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅延なく甲への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

- 2 前項の場合において、通報報告にあたっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を 2 通作成し、1 通を委託者に、もう 1 通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅延なく不当介入通報・報告書を乙及び管轄警察署に提出しなければならない。

- 3 乙は、再委託したものが暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅延なく乙に対して報告するよう当該再委託したものに指導しなければならない。

(損害賠償)

第 31 条 乙の故意又は過失により、人身及び財産に損害を及ぼしたときは、すべて乙が賠償責任を負うものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じたものはこの限りではない。

(個人情報保護)

第 32 条 乙は、本協定による業務の執行上知り得た個人に関する情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、東京都個人情報の保護に関する条例（平成 2 年東京都条例第 113 号）並びに東京都情報セキュリティポリシーの趣旨及び規定に基づき、必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、業務執行の過程において、個人情報の漏えい、紛失、滅失、毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所、発生状況等を書面にて遅滞なく甲に報告し、甲の指示に従う。

(秘密保持)

第 33 条 乙及び本取組に関する業務の全部又は一部に従事する者は、本協定に基づく業務により知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

- 2 乙は、本協定の締結後に退職する従業員等に対しても、法令の範囲内で前項の義務を課すものとする。
- 3 乙は、再委託先事業者（この者に下請負され、又は委託された者を含む。）に対し、自らの責任で自己と同様の秘密保持義務を課すものとする。
- 4 乙は、本協定が効力を失った場合又は解除された場合は、甲の指示により、第 1 項に関連する資料、データ等を速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が乙に対して委託する業務の成果物については、甲乙間で別途締結する協定による。
- 5 本条の規定は、本協定の有効期間満了後もなお効力を有するものとする。

(知的財産権)

第 34 条 乙は、特許権等の知的財産権の対象となっている第三者の技術、資料等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負う。

- 2 乙は、本協定の有効期間満了後も含め、本取組により生じた成果を甲の承認を受けずに自ら使用し、又は他の者に公表、貸与及び使用させてはならない。ただし、甲と乙とが協議の上指定したものについては、この限りでない。
- 3 前項の規定にかかわらず、乙が自らの負担において得た知的財産権（以下「著作権」という。）については、その権利を留保される。著作権の全部又は一部が業務の成果を構成する場合であっても、著作権及びそれに関連する権利を甲に譲渡したことはないものとし、併せて本条の義務から除外されるものとする。

(ディーゼル車規制の順守)

第 35 条 乙は、本協定の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- 2 乙は、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められたときは、速やかに提示又は提出しなければならない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第 36 条 本協定による請求等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（解釈）

第 37 条 甲が、本協定に基づき文書の受領及び立会い等を行い、又は説明若しくは報告を受けたことをもって、乙の責任による業務の全部又は一部について甲が責任を負うものと解釈してはならない。

（疑義の決定等）

第 38 条 本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙が協議して決定する。

（有効期間）

第 39 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 9 年 3 月 17 日までとする。

本協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各々 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 東京都新宿区歌舞伎町二丁目 4 4 番 1 号
公益財団法人東京都公園協会
理事長 矢岡 俊樹

乙 住所
会社名
代表者